

後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	高浜市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	94-1：高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年12月28日条例第37号）別表第1の5項 後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）第1条	高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等）について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって（国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを）を目的とする。	第1条 この規則は、（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の一部負担金の支払が困難な高齢者）の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって（福祉の向上に寄与すること）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則（平成１９年１２月２８日規則第６０号）
--------------	--	--------------------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項3号	高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則第５条第１項
事務の内容	介護保険法第四十二条第一項の特例居宅介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	高浜市後期高齢者福祉医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項3号	高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則第８条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則第５条第１項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	高浜市後期高齢者福祉医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則第２条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報7

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ホ	高浜市後期高齢者福祉医療費支給規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		

届出情報

届出日	2023年10月13日
独自利用事務の対象者	高齢者の医療の確保に関する法律による医療費の一部負担が困難な高齢者
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2023年09月29日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	27
保護評価書の名称	福祉医療事務基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=4000020232271&kk_name=&ev_name=&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=31&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=31&count=10&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	